

公 告

福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和6年4月26日

福井県嶺南地域公共交通活性化協議会
会長 川本 義海

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名称

福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務および企画提案の対象

福井県嶺南地域公共交通計画策定に必要な調査、検討、計画案策定および協議会運営支援を行う。

※詳細は「福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 事業費

8,430千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

また、審査段階で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階においてあらためて見積書の提出を求めるが、その金額は、審査段階で提出された参考見積金額の範囲内であること。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

2 応募資格要件

(1) 地域公共交通計画策定業務に類する業務の受託実績を有すること。（基礎調査のみの実績は除く）

(2) 企画提案参加申込書の提出時点において、福井県競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（企画提案参加申込書の提出期限の末日までに競争入札参加資格の認定を受ける見込みのある者を含む。）

(3) 企画提案参加申込書の提出時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(4) 企画提案参加申込書の提出時点において、福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(5) 企画提案参加申込書の提出時点において、民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定による再生手続きの開始申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者ではないこと。

(6) 福井県のすべての県税に滞納がないこと。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 参加資格の確認結果の通知

企画提案参加申込書の提出があった者に対する参加資格の確認の結果は、メールにより通知する。

4 委託先候補者の選定

(1) 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた提案者（以下「提案者」という。）に限り、提案書を提出することができる。

(2) 選定審査の実施

提出された企画提案書は「福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務」選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案者によるプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）を行い、審査を実施する。プレゼンテーションは、令和6年6月3日（月）に実施する。詳細な時間、場所等は別途通知する。

応募者多数の場合は、プレゼンテーションによる審査の前に、書面による一次審査を行う場合がある。

(3) 審査方法

提案書の中から、委員会の審査において、当該業務の実施方針、方法の妥当性、提案書の内容の的確性、独創性、実現性等を総合的に評価し、最も優れた提案書を特定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は文書により通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 質疑事項

ア 質疑がある場合は、令和6年5月20日(月)午後5時までに、メールで照会すること。質疑の内容および回答は、令和6年5月23日(木)までに、全参加者にメールにより送付する(質問者名は公表しない)。

イ 前項の回答内容は、本要項の補足および変更として取扱うものとする。

5 提出書類

(1) 企画提案への参加申込時に提出するもの

①企画提案参加申込書(別紙様式1) 1部

【添付資料】

・ 県税の全税目に滞納がない旨の納税証明書

②会社概要書ならびに技術職員および資格状況(別紙様式2) 1部

【添付資料】

・ 会社案内等のパンフレット

・ 競争入札参加資格決定通知書(写)

③会社の類似業務実績の内容(別紙様式3)

※他の地域での地域公共交通計画支援業務やこれに類する業務について、受託者として業務を完了した実績を記載すること

(2) 委員会の審査時に提出するもの 各10部

①提案書(A4サイズ・縦長・横書き・左綴じとし、以下の内容を盛り込むこと。)

・ 仕様書「4業務対象」にある地域公共交通の利用実態調査の効率的かつ的確な実施方法が分かる内容

・ その他独自の企画提案を判断できる内容

②業務フロー図、実施スケジュール

③実施運営体制(運営体制図と配置技術者、役割等を記載してください)

④見積書

・ 各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること

・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること

6 提出方法等

(1) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1 県庁4階

福井県嶺南地域公共交通活性化協議会

(事務局：福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 総合交通グループ)

電話 : 0776-20-0774

メール : kotsuka@pref.fukui.lg.jp

(2) 提出方法

持参または郵送により提出することとし、郵送の場合は、簡易書留郵便またはそれと同等の手段に限る。

(3) 提出期限等

①企画提案参加申込書

令和6年4月26日(金)から令和6年5月20日(月)までの午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和6年5月20日(月)午後5時までに必着とすること。なお、提出後の追加および変更は認めない。

②提案書の提出

企画提案にかかる資料については、令和6年5月28日(火)午後5時までに必着とすること。なお、提出後の追加および変更は認めない。

7 仕様書等の交付・閲覧

(1) 交付・閲覧期間

令和6年4月26日(金)から令和6年5月20日(月)までのうち、午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 交付・閲覧場所

6(1)の提出場所と同じとする。

8 選定結果の無効

選定された提案者が、契約締結までの間に2の各号の一に該当しないこととなった場合には、福井県嶺南地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、協議会は一切の損害賠償の責めを負わない。

9 その他

- (1) この企画提案に係る参加報酬は支払わない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類を公表する場合がある。
- (4) 選定された企画提案書の提案内容は、実際の設計にそのまま採用されるものではない。
- (5) 本業務については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の交付を受けて実施するものであり、当該補助金の交付決定がなされない場合は、本業務の事業は執行しないものとする。
- (6) 企画提案書の作成のために提供した資料および提出された企画提案書は、協議会の同意なく公表、使用しないものとする。

- (7) 本業務による成果品に対する権利は、全て協議会に帰属するものとし、協議会の承諾を得ないで使用したり他人に公表したりしてはならない。
- (8) その他不明な点は、6(1)に照会すること。
- (9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。